

ホームページへの掲載が必要な施設基準等と掲示事項について (厚生労働省が定める掲示事項について)

朝日診療所は厚生労働省の定める基準にもとづいて診療を行っております。
朝日診療所で算定している診療報酬は下記のとおりです。

医療情報取得加算

- ・ オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・ 当該保険医療機関を受診された患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。(別掲をご参照ください→)

明細書発行体制等加算

- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しております。(別掲をご参照ください→)

情報通信機器を用いた診療

- ・ 情報通信機器を用いた診療(医師の判断による)を実施しておりますが、初診において向精神薬の処方を行っておりません。

外来後発医薬品使用体制加算

- ・ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。
- ・ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応をしております。
- ・ 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には十分な説明を行います。(別掲をご参照ください→)

一般名処方加算

- ・ 医薬品の供給状況や、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に説明いたします。(別掲をご参照ください→)